

日行連発第898号
平成25年11月19日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
総務部
部長 末廣 元孝

遺産分割協議書、親族関係説明図等の「権利義務・事実証明書類」の作成による
戸籍謄抄本等の職務上請求について

<①経過報告>

行政書士又は行政書士法人は、戸籍法第10条の2第3項の規定に基づき、受任している業務の遂行上必要な場合に、依頼者についての戸籍法第10条の2第1項各号に規定された事項を明らかにしたうえで、依頼者等の戸籍謄抄本等を請求することができます。

しかしながら、東京都新宿区役所（以下「新宿区役所」という。）において、依頼者より権利義務・事実証明書類である「遺産分割協議書の作成」、「親族関係図の作成」を受任し、依頼者等の戸籍謄抄本等を職務上請求したところ、同区役所窓口において「依頼者が相続登記申請の添付書類を用途とする遺産分割協議書の作成、成年後見申立てにおける申立て書類を用途とする親族関係説明図の作成は、それぞれ最終的に法務局や家庭裁判所への提出書類となり、その作成は行政書士の業務ではない。」ことを理由として請求に応じない事案の問い合わせが、全国の会員より本会に寄せられました。

新宿区役所に対して「請求に応じない理由」について詳細を確認したところ、平成22年2月に新宿区役所から本会に対して、遺産分割協議書、親族関係説明図の両書類の作成は行政書士の業務か否かに関する照会があり、その照会に対して同年5月に本会が回答した「目的が登記である遺産分割協議書の作成や成年後見人選任申立てを目的とした親族関係説明図の作成は、行政書士の職務上請求書を使用できないものと思料する。」ことの一部記載のみを回答主旨と捉え、「当該書類の作成そのものは、行政書士業務の範囲内である。」との添え書き部分は留意されずに今回の事案を招く結果となった事実が判明しました。

<②本会としての対応>

平成24年12月上旬に新宿区役所側と協議の場を持ち、平成22年の本会回答には一部誤解を招く記載があったことも前提に、「遺産分割協議書は権利義務に関する書類の本質にもとづき、親族関係説明図は事実証明に関する書類の本質にもとづき、依頼者等の付加的使用方法に左右されることなく、権利義務・事実証明書類として行政書士の業務であり、戸籍法第10条の2第3項の規定に基づき、その業務の遂行上必要な場合は、請求理由を明らか

にしたうえで、職務上請求して依頼者等の戸籍謄抄本等を交付請求できる」ことを申入れました。

本申入れに対して、新宿区役所側も一定の理解を示しつつ、正式な文書での申入れを希望されたことから、新宿区役所に改めて、「平成22年5月17日付け日行連発第204号文書について」（日行連発第1235号・平成24年12月18日）と題する文書を発信いたしました。本文書の受信後、新宿区役所からは、東京法務局や東京23区で構成する戸籍協議会で検討したうえで回答する旨が示されました。

その後、本年9月30日付けにて新宿区役所より「戸籍謄本等職務上請求に係る要望に対する回答」（25新地戸戸第78号）が送達されましたが、相続登記申請や成年後見申立書への添付を前提とした遺産分割協議書、親族関係説明図の作成との記載がある場合に限り請求に応じるとの誤解を招きかねない内容となっていたことから、再度、本会が申入れた内容を十分に斟酌した回答に対する補足説明の申入れを行い、10月23日付けにて「要望に対する回答についての補足」（25新地戸戸第78号の1）と題する文書が送達されました。

<③現状>

昨年12月の本会の申入れ以降、本件に関係した会員からの問い合わせは寄せられなくなり、新宿区役所からも現場窓口において円滑な交付事務が進められていることの言質を得ております。

<④お願い>

以上が本件に関する一連の経過報告となりますが、各単位会におかれましても、引き続き、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、本会の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等の趣旨を十分に理解し、所属会員に対する職務上請求書の適正な使用及び管理の徹底を周知されるようお願いいたします。

<添付書類>

- ①「平成22年5月17日付け日行連発第204号文書について」（日行連発第1235号・平成24年12月18日）
- ②「戸籍謄本等職務上請求に係る要望に対する回答」（25新地戸戸第78号・平成25年9月30日）
- ③「要望に対する回答についての補足」（25新地戸戸第78号の1・平成25年10月23日）

以上

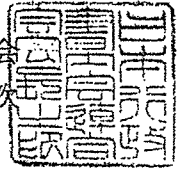


別添 ①

日行連発第1235号
平成24年12月18日

新宿区地域文化部戸籍住民課
課長 舟橋 要 様

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
総務部
部長 中村 利雄



平成22年5月17日付け日行連発第204号文書について

謹啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、行政書士制度にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴職からの平成22年4月7日付け21新地戸第109号の2文書「行政書士の業務について（照会）」に対し、本会から平成22年5月17日付け日行連発第204号「行政書士の業務に関する照会について（回答）について」で回答いたしましたが、一部誤解を招く記載があったことを自省しつつ、本会としての見解を下記のとおりお示いたしますので、ご理解のうえ対応くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

本会が回答した平成22年5月17日付け日行連発第204号文書に関しましては、『「登記用の書類作成」、「相続登記のため」との記載があることから、』等の文言や、又特になお書きから反対に窺えるように、あくまで職務上請求書の記載方法を念頭に置いての回答に止まりますので、この点まずご理解いただきたいと存じます。

ところで、行政書士の「権利義務又は事実証明に関する書類」にかかる業務範囲について、本会は、行政書士法の業務規定の構成上、「他の法律において制限されている」か否かは、他の法律の文理（文言）や当該書類の付加的な使用目的ではなく本質に則して明確なものに限られると考えているところです。ご指摘の司法書士法は法務局や裁判所に提出する「権利義務又は事実証明に関する書類」と明示しているわけではなく、行政書士が本質上の作成権限を有する「権利義務又は事実証明に関する書類」について行政書士を排除するような明確な規定内容を

有してはなりません。司法書士に関しそれらに属する書類についての作成可能性を導くために一定の解釈を要することは、このことの表れと言えます。

したがって、遺産分割協議書は権利義務に関する書類という本質にもとづいて、又親族関係説明図は事実証明に関する書類という本質にもとづいて、付加的な使用目的に左右されることなく、その作成は行政書士業務であると考えます（司法書士において一部共同所管あるいは付随業務としてそれらの作成が可能かは別論です）。

なお、職務上請求書の「上記に該当する具体的事由」欄等に「相続登記」や「後見人申立て」という記載をすることは、上述に関し要らざる各市町村窓口担当の方々の誤解を招く恐れもありますので、本会としても各都道府県行政書士会を通して所属会員への指導を行ってまいります。

以上



別添 ②

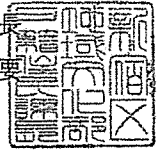
25新地戸第78号

平成25年9月30日

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次 様

新宿区地域文化部戸籍住民課長

舟橋 要



戸籍謄本等職務上請求に係る要望に対する回答

平成24年12月5日付にて要請のありました標記の要望について、下記のとおり回答
します。

記

【要望事項】

職務上請求書の「業務の種類」欄に『相続登記』又は『成年後見申立て』と記載され
ている場合の取扱いについて。

上記については、日本行政書士会連合会より、新宿区地域文化部戸籍住民課長あて平
成22年5月17日付け日行連発第204号回答において見解を示している。

しかしながら、同回答の理解において新宿区との間に齟齬が見受けられるため、説明
を補足し一層の理解を求めるものである。

補足の概要

- (1)『相続登記』又は『成年後見申立て』の際に添付する、行政書士の作成する権利
義務書類は、法務局等提出書類という性質を持つが、本質的には行政書士法第1
条の2に規定する権利義務書類である。
- (2)『相続登記』又は『成年後見申立て』の代理業務を行うことは法により制限され
ており（司法書士法第73条第1項）、職務上請求書の「業務の種類」欄に『相続
登記』又は『成年後見申立て』と記載していても、到底行政書士が行い得ないも
のである。

【回答】

従来、職務上請求書の「業務の種類」欄に『相続登記』又は『成年後見申立て』と記
載されている場合は請求に応じない取扱いであるところ、今般の補足説明を受けて見解
を改め、当該欄に『相続登記申請に添付する遺産分割協議書の作成』又は『成年後見申
立書に添付する親族関係図の作成』等、行政書士法第1条の2に規定する権利義務書類
の作成の旨付記されている場合に限り請求に応じることといたします。

以上

<担当>新宿区 地域文化部

戸籍住民課 戸籍係 松尾

《TEL》直通 5273-3509

《FAX》 3209-1728



別添 ③

25新地戸戸第78号の1

平成25年10月23日

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次 様

新宿区地域文化部戸籍住民課長
舟橋 幸



要望に対する回答についての補足

平成25年9月30日付にて回答しました内容について、下記のとおり補足いたします。

記

【補足事項】

まず、今回の回答は平成22年3月1日付21新地戸戸第109号文書により新宿区地域文化部戸籍住民課長から貴会会長あてに照会を行ったことを発端としていることから、当該照会の内容を基本としていることをお断りいたします。

当該照会においては、相続登記又は成年後見申立に係る文書の作成を受任したとする職務上請求書の「明らかにしなければならない事項」欄の記載について実例を挙げ疑義の内容を示しております。

従いまして、本件回答も「相続登記申請及び成年後見申立に係る文書の作成を受任したとする職務上請求書」を前提に作成したものです。

平成24年12月5日付貴会要請及び平成24年12月18日付日行連発第1235号文書における補足説明を受け「親族関係図及び遺産分割協議書は行政書士法第1条の2第1項に規定される書類であり、その作成業務は他の法律において制限されないこと」及び「登記申請書及び成年後見申立書の作成とそれぞれの手続きの代理行為は、他の法律において制限されているため行政書士の業務としては成し得ないものであること」を理解いたしました。

回答文中の「業務の種類」欄の記載例は、これらのことを踏まえ、まず何の（どうい）書類の作成業務であるのかを明示していただきたいとの意図からお示したものです。

なお、「業務の種類」欄に「遺産分割協議書の作成」又は「親族関係図の作成」とのみ記載してあった場合においても、「依頼者について該当する事由」欄及び「上記に該当する具体的事由」欄の記載内容とも総合して戸籍法第10条の2第3項に規定する事項が明らかであると判断されるならば、請求に応じるべきものと考えます。

平成22年3月1日付21新地戸戸第109号照会文書に示した疑義は、相続登記

又は成年後見申立に係る文書の作成の受任が、行政書士の「職務」にあたるのかどうかを確認するものであり、平成24年12月18日付日行連発第1235号文書において貴会が懸念しておられるような、行政書士の職務の範囲を依頼者の用途によって変えるものではありません。

今後も、審査にあたり疑義が生じた場合は、請求者並びに貴会に照会することもあるかと存じます。その節はお手数ですがよろしくお願いいたします。

<担当>新宿区 地域文化部

戸籍住民課 戸籍係 松尾

《TEL》直通 5273-3509

《FAX》 3209-1728